### 第四章 イエズス会宣教師の 理解と朝廷理解

#### はじめに

両時代の比較を行いたい。 家観を踏まえながら、織豊期において彼らの国家観がどう変化していくのかを読み取 と足利将軍二人による支配構造が認められることを指摘した。本章では、戦国期日本の 国期日本を連合国家の形態をもつ国家であると理解していたこと、その上部構造には天皇 |章までで、戦国期を中心に宣教師の国家・権力者認識について分析を行いw、 彼らが り、 国

と思われる。本章では、 豊期の日本国家の特徴を読み取るのに「天下」が重要な文言であることは異論のないこと 近年活発な議論がされている王権論でも「天下」に注目すべきとの指摘もある㎝。そこで織 ワードとなっていることが窺えるのである。言うまでもなく、織豊期研究の研究成果を見 である。この いう専論もあることから⑵、 ても、天下に関する事柄は、当該期権力を考える上で無視できない問題であり、天下論と この時期のイエズス会書翰を読み解くと、とりわけ目立つ文言がある。 たのかを明らかにし、 「天下」という表記が、中世から近世へと移行する過程の中で、 そこから当該期の権力論につなげていきたい。 宣教師が「天下」という文言と織豊期権力をどのように認識 研究史上早くからこの文言が注目されてきた経緯がある。また 天下 一つのキー (Tenca) J じて

## 戦国期・織豊期の権力者・国家認識

ついて、前章までで明らかにしてきたことをまとめておきたい。 教師の「天下」に関する認識を考察する前に、 国家認識につい て、明確にしておく必要があろう。 8ろう。まず、戦国期段階での権力者認戦国期と織豊期それぞれの宣教師の権

軍を戦国大名より上位の権力者として位置づけたのである。 天皇と将軍に対して、 変わらない。だが、 位とした捉え方をするようになった。 とそれを統括する朝廷・幕府という重層的な国家構造が、 軍を日本全国の と将軍を再び日本の権力者として位置づけるようになる。すなわち、 入京したのを契機に、 は彼らを統括する「皇帝」であると評価したりと、表記に揺れが生じている。 多くの諸記録を今に伝えるイエズス会宣教師は、 達は理解していたのである。 ている上位権力者が天皇と将軍であるという理解は一貫している。 実態的な側面からみた実質権力者は戦国大名であること、その大名を権威によって支 (rei) 」は天皇と将軍であると理解していた。しかし、フランシスコ・ザビエル 「国王」と記したり、日本の「国王」はあくまで戦国大名で、 ガスパル 日本の 戦国大名が一定の敬意を示しているのを宣教師は看取し、天皇と将 ・ヴィレラによって本格的に畿内布教が開始されると、 「国王」は戦国大名であるとみなされ、 このことは、 以後、 大名を「国王」とする理解は戦国期を通じて 日本の権力が実質的な権力のみでは把握で 来日当初日本は統一国家であ 戦国期日 その結果、 本の特徴であったと盲 国家も大名領国を単 実質的な権力 宣教師は天皇と将 つまり、大名領国 天皇と将軍 しかしなが パのない 天皇

本であったといえるのである。 きないと宣教師が認識したことを示しており、そうした複雑な国家形態が戦国期段階の 日

みられない。 うな変化を見せるのであろうか。 では、このような宣教師による戦国期日本の権力者・国家観は、織豊期におい 実は、 国家構造の理解について言えば、 たいした変化は てどの

方は変わっていない。 王」とする表記がこの時期にも多数あり、大名領国を国家とし、大名を「国王」とする見 いるが、こうした表記や認識は戦国期にも見られる。大名についても同様で、大名を「国に誰も服従していないことから「日本本来の国王 (o rei proprio de Japão) 」とも記されて 字表記にして本国に伝達しており、その説明を「最高の君主(principal senhor)」「絶対君 (senhor absoluto) 」や「日本全国の国王 (o rei de todo Japão) 」などとしている。天皇 天皇については、織豊期に至っても「内裏(Dairi)」 「皇(Vo)」と、日本語

ともあれ、天皇と将軍の関係にこだわれば、宣教師の理解に微妙な変化が表れたともいえ 皇と将軍の差を明確にするような記述となっている。それまでなぜ「公方」の説明がなか るのは、実に信長死後の書翰であり、その説明も「内裏に次ぐ日本の君主である公方様(O を戦国期同様「公方(Cubo)」あるいは「公方様(Cuboçama)」と表記しているが、 は戦国期と織豊期の日本国家に対する認識は一致する。 に「公方様」の表記を説明する記述は管見に触れない。フロイスが「公方様」の説明をす ったのかという疑問は残るが、宣教師達が義昭よりも信長に注目した結果ではなかろうか。 Cubocama, que he logo o immediato senhor de Iapão depois do Dayri) 」 ゆというように、天 足利将軍に対する評価は若干異なる。 ~、天皇 ・将軍ともに大名よりも上位の権力者という理解では一貫しており、その点で 織田信長が足利義昭を奉じて上洛して以降、

ことが見い出せるのである。 上のように、 国家の枠組みにおいては、 宣教師は戦国期から織豊期を連続的に捉えた

# 一 宣教師の信長・秀吉認識と「天下」の使用

と位置づけたからであり、 はそれぞれ中世・近世と切り離して捉えてきた経緯がある。それは、織豊政権を統一政権 ったともいえよう。 つと見るのか、そしてその画期を何に求めるのかが、織豊期研究に課せられた課題であ では、織豊政権の画期とは何だったのであろうか。 宣教師の視点からそれを考えてみたい この理解は異論のないことと思われる。その統一政権の成立を 先行研究によれば、 戦国期と織豊期

洛したことを指すことは一目瞭然であるが、 rmão do Cubòçama que matarão no miaco)」 ®と書かれている。 ei de Voári sobre o miaco com sesenta mil homens pera meter por força de armas de posse o i 王(織田信長)が、都で殺された公方様(足利義輝)の兄弟(足利義昭)を武力によって 五六八年一〇月四日付、堺発ルイス・フロイス書翰である®。 (将軍職に)就かせるために、六万の軍勢を率いて都にやってきました(veo de supito まず、信長について見ていこう。信長関連記事が最初に登場する書翰は、管見の限り一 信長は「尾張の国王 (el rei de Voári)」と記 そこには、「突然、尾張の国 信長が足利義昭を奉じて上

されており、大名を「国王(rei)」とする戦国期段階での表記がそのまま引き継がれ 信長は西国にいた戦国大名と同格の権力者として評価されていたに過ぎなかった。

などが書かれているが、信長の権力については次の二点が注目できる。 ド宛書翰である㎝。この書翰は、畿内キリシタン史の重要史料とされており、有名なフロ スの信長に対する人物評もこの書翰に書かれている。この人物評には、信長の容貌や性格 によって書かれた、一五六九年六月一日付、都発、豊後のベルショール・デ・フィゲイレ それが、翌年になると信長に対する注目度が一気に上がる。その書翰が同じくフロイス

#### 史料1

a seus inferiores, & he de todos obedecido summamente como senhor absoluto) ° の世中(a todos os Reis & Principes do Iapão despreza, & lhe por cima do ombro como から彼らに話しかけます。 日本のすべての王侯を見下しており、位の低いものに対するかのように肩の そして、すべての者が絶対君主に対するように服従してお

no de Iamaxiro, onde esta o Miaco, & outros comercãos, conquistou em sete ou oito dia ebaixo do seu imperio dezasete ou dezoito reinos: & os oito principaes, que he todo o Rei o de Voári, elle por sua abilissima industria de quatro annos a esta parte tem sogeitados d 国全体と他の隣国は七、八日間で征服しました(Sendo seu pai somente Senhor do Rein により、十七、 2. 彼の父は尾張国の領主にすぎませんでしたが、 八カ国を己れの支配下におき、主要な八カ国、すなわち都がある山城 彼は四年間でいとも巧みな策略

皇や将軍に値する権力者ではなく、やはり戦国大名と同格の権力者と位置付けている e Voari)」 wと説明されるに過ぎなかった。宣教師は信長の実質権力は認めるものの、天 関しては、ほとんどが「信長(Nobunanga)」と呼び捨てᡂであり、「尾張の国王(o rei d 権力に注目し、頼ろうとしたフロイスの行動が確認できる。しかしながら、信長の表記に れているが、 とが読みとれる。 この箇所を見るだけで、フロイスが信長を畿内の実質的な支配者として評価していたこ フロイスは将軍足利義昭の禁制よりも信長の朱印状を重視しており®、 また、この書翰には、信長が宣教師に与えた朱印状に関する記事も書か

enhor)」と理解し、 最大の領主信長(Nobunanga que he o maior senhor de Iapão)」(こと書かれており、イエズ ga que agora he o maior senhor de Iapão) 🗎 🖽 のような事例は、一五七八年のフロイス書翰に「今や日本最大の領主である信長(Nobunan 主である信長(Nobunanga que he o principal senhor de todo Iapão)」と説明している⑴。こ bunanga, que he agora senhor do Miàco, & de outros vinte & cinco ou 26. reinos) 」と説明し は名を信長といって、現在は都および二十五、六カ国の領主(O primeiro que se chama No カリオン書翰では日本の国家情報を伝えているが、その中で信長を「(本州の)第一人者 ス会宣教師は共通して信長を「最大の領主(o maior senhor)」 ている⑵。カリオンは同年同じような日本情報を認めているが、そこでも「全日本筆頭の領 天正年間に入ると、信長に対する表記にも変化が出てくる。一五七九年のフランシスコ・ 彼を重視していたことが分かる。 一五八〇年のヴァリニャーノ書翰に「日本 「筆頭の領主(o principal s

はなく、 はこの時点では畿内諸国の大領主であるが、天皇や将軍のような日本全国の統一権力者で る。義隆も同じように「最大の領主(o maior senhor)」と説明されている。つまり、信長 i)」たと書かれており(w)、ザビエル書翰でも「ポルトガル国王閣下以上の領地と家臣を有 e o maior senhor, que se dizia florecer em Japão, era, como temos dito, o rey de Yamanguch 例えば、フロイス「日本史」に「(ザビエルは)当時日本中で最大の君主は、人々が語っ 実は、こうした記述は以前にもあり、大内義隆に対してほぼ同じような説明がされている。 する大領主(grande senhor de terras e vassalos que o serenissimo Rey de Portugal)」 ᠬっとあ ているとおり、既述の山口の国王 [大内義隆] であることを看取し (entendendo o Padre qu したように思われるかもしれない。しかしながら、すぐにこう結論づけるのは早計である。 この「最大の領主」「筆頭の領主」という信長に対する評価は、一見強大な政権が誕生 かつての大内義隆同様、日本の主要な領主として認識されていたのである。

言ったわけではなく、いまだ信長を日本全国の統一権力者として位置付けてはいない。 (m)、という表記が出てくる。信長をこの時期皇帝、すなわち天皇や足利将軍に近い権力者と 都にいた時(Estando Nobunânga no Miàco, que agora he como emperador de todo o Iapão)」 して位置付けた表記として注目できる。ただ、これも信長を「日本全国の国王や皇帝」と また、ジョアン・フランシスコの書翰に「今や全日本の皇帝のようになっている信長が

信長に対する評価で注目すべき変化が見られるのは、本能寺の変前後の書翰である。ま 一五八二年二月一五日付、 ガスパル・コエリョによる一五八一年度日本年報を見てい

#### 【史料2】

atural de todo Iapão)である内裏の居所であります。現在彼は(日本)統治の象徴にす した。 ぎませんが、この街は日本全国の政庁であり首都 (crte & cabeça de todo Iapão) であり らば、彼 [信長] はすでに日本全国の君主 (senhor de todo Iapão) となっていたでしょ 江国安土山に住んでおります。 ように呼んでおります〕の君主(senhor do Miaco & Tenca) たることを望んでおります。 短期間のうちに日本の全君主国の君主(senhor de toda a monarchia de Iapão)となりま 信長は、一小国(hum pequeno reino)を領有しておりましたが、武力と策略によって (中略)都の街は〈別のところで記したように〉日本全国の本来の君主(senhor n 現在三十四カ国を従えており、 (中略)信長は都および天下〔日本人は日本の君主国(Monarchia Iapão)をこの (中略) もしこれらの仏僧 [本願寺等] がいなかったな (19) 他国にも手を広げ、さらに残る諸国全ての領主 でありますが、

続いて一五八二年フロイスの信長の死に関する報告書である。

#### 史料3

任させました。 彼 [信長] は尾張と称する国の半(国)の領主 (senhor somente dametade de hum reino, por nome Voary) de todo o Iapão)である内裏に次ぐ人物である公方様を都(の君主 [将軍職]) また、 に過ぎませんでしたが、策略と軍事力によって日本全国の国王(Rei 戦さでは勇敢であり、 寛大な気質で、 策略に長けており、 に就

した。 莫大な財産を蓄えたので、 か数年で五十国以上を征服し支配下に置きました。そして、征服した国王達を殺して 定に乗り出しました。これが成功を収めたので、彼はさらに名声と領土を広げ、 いので、 本の君主国(monarchia de Iapão)と呼ばれる天下(Tenca) つねに日 本人の心をつかんでおります。その後、 日本の主な富と貴重な品々は彼の所有するところとなりま という近隣諸国の平 公方を都か ら追放 わず

uma grande armada)を準備し、彼の息子たちに諸国を分け与える考えでありました。 & seis reinos de Iapão)となったならば、武力によって中国を征服するための大軍 (信長は)日本の全六十六カ国の絶対領主(senhor absoluto de todos os sesent

9

階の権力であったということになる。 たならば」とあるように、宣教師の見解によれば、信長は「日本全国の君主」ではなかっ その の君主」となっていたであろうと、【史料3】には「日本全六十六カ国の絶対君主になっていた。」という「リー・アントリント」といって、「ローントリントントントリント」といって、「ローント」といって、「ローントリント」といって、「ローントリント」といって、「ローントリント」といって、「ローント」には、ローント」といって、「ローント」といって、「ローント」といって、「ローント」といって、「ローント」といって、「ローント」とは、ローント」といって、「ローント」には、「ローント」といって、「ローント」には、「ローント」といって、「ローント」には、「ローント」には、ローント」には、「ローント」には、ローント」には、ローント」には、ローント」には、ローント」には、ローントーント」には、ローントーント」には、ロ 「天下の君主」であったといえる。 0 つまり、信長は 一領主でしかなかったが、短期間で「日本の君主国の領主」になったと書かれて 「君主国」とは「天下」であることが両史料の後半部分から読みとれるの 2】【史料3】ともに極めて貴重な情報が盛り込まれている。 「天下の君主」ではあったものの、「日本全国の君主」に ただ【史料2】には、 本願寺がいなけ 信長はもともと尾 れば は未達成段 「日本全土 信長は いる。

皇と同等・同格の地位に近づき、 天皇が「日本全国の君主」という理解だったということになる⑵。このことから、信長は天 いない権力という評価であったのである⑵。 「全日本の本来の君主」と説明していることからぽ、実体を伴っているかはともかくとして、 では、「日本全国の君主」とはいかなる権力者を指していたのか。【史料3】で天皇を その志向性は認められるものの、まだそこまで到達して

権力であ 名領国の 記しており、 らも容易に理解できよう。この「天下」は、すなわち「君主国」のことであると宣教師も ことを示す文言ということで看過できない。この点は次節で検討する。 「日本全国の国王」ではないものの、この時期の信長が他の戦国大名とは一線を画する 「天下」という宣教師の表記は、宣教師間で日本の権力・国家観の捉え直 ったことは、宣教師の史料を見ても明らかである。それは、これまでのような大 「国王」という表記ではなく、 このことは戦国期の権力者に対する説明には見られない新たな表現であ 「天下の君主」と表記されるようになったことか しがあ る。 つ

吉が宣教師に注目されるのは信長死後のことである。 paes capitães de Nobunanga)」ᡂという記述が残っているように、織田軍団の一翼を担った 状を与えたことが記されている(25)。 郎という名の貴人 (este fidalgo, por nome foquigiro) 」 િक्थ と書かれている。伴天連追放の綸 年七月一二日付、都発、 出され、宣教師の京都滞在が困難になったため、 いて、秀吉について見ていきたい。イエズス会書翰での秀吉の初見史料は、 その際、秀吉はフロイスに京都滞在の再許可をする書状の取次を行い、 の一人として、宣教師に認識されていたが、 ベルショール・デ・フィゲイレド宛フロイス書翰で、「この藤吉 その後は「信長の重立った部将の一人 フロイスは信長のいる岐阜にまでや それ以上の評価はな (hum dos princi 一五六九 かつ副

.信長死後の畿内支配を行った様子が記されている。 一五八四年一月二日付、イエズス会総長宛フロイ スの一五八三年度日本年報には、

#### 史料4

Nobunanga) であります。 分や家柄は良くありません。 ております。 る君主国の支配や統治を誰が手にしたかについて、彼[ヴァリニャーノ]に書き記し 私達は、日本の諸事や信長の死後生じた戦さ、天下、すなわち都に隣接する国々であ その者は、今のところ信長の家臣であった一貴人(hum fidalgo criado de (彼は)戦において大変勇猛で敏腕でありますが、 名を羽柴筑前(秀吉)殿といいます。 あまり身

ことがないようであります (mostra pretende não descansar ate senão fazer absoluto senhor de 信長の跡を継ぎ、 地位に至るまでに、信長の子息や家臣などとの後継者争いがあったことを伝えている。そ 秀吉と対峙するが敗れたことが記されている。このように、秀吉が信長の後継者としての e hum fidalgo, por nome Xibatadono) 」 ඎとあっ ヶ岳の戦いで勝利を得るまで、秀吉は相当警戒していたことが、この報告にも書かれてお の後継者と認められるまでには、信長の重臣等を従える必要があった。この年報にも秀吉 った。先のヴァリニャーノ宛フロイス書翰には、「日本全国の絶対君主となるまで留まる の後継者として秀吉の名を挙げている。しかしながら、秀吉が「天下の君主」として信長 todo Iapão)」 (28)と書かれている。 強敵として柴田勝家や織田信孝等の名が挙げられている。とりわけ勝家に対しては、賤 本能寺の変後一年以上たってから書かれた報告書であるが、フロイスはこの年報で信長 「彼 [秀吉] は、柴田殿という名の一貴人を大変恐れていました(se temia grandement 秀吉の目指すところは、当時信長の地位であった「天下の君主」であった。秀吉が 「天下の君主」になった後、次に目指したのが「日本全国の君主」であ 信孝についても、 彼が「天下」を望んで

らの書翰にも記されている⑵。 五八五年に秀吉は関白となるが、 関白就任については宣教師も注目したところで、

#### 史料 5

bsoluto senhor de todo Iapão)となりつつあります。 都に向かいました。 ある(天)皇(V6)から、同人が与えることができた最高の権威と栄誉を受けるため 与えなかったものであります。 の(地位に当たる)関白殿に任じたことであり、 (天) 皇に示した多大なる庇護をもってしても、彼がたいへん望んでいたこの称号を 羽柴筑前殿(Faxiba Chicugendono)は、 それは、すなわち(天)皇が彼を名誉において(天)皇のすぐ次 (中略) このようにして、彼は日本全国の絶対君主 (a 全日本 (universal de Iapão) の国王 (rei) で これは(織田)信長の才知や権力、

対君主も目前というところまで来ていると、 白は天皇に次ぐ高位の称号であり、その地位に秀吉が就いたことによって、日本全国の絶 である。秀吉は天皇から関白の称号を得るため都に向かい、関白就任を果たした。この関 一五八五年一一月一三日付、長崎発、 フロイスは考えている(gu)。この時期の秀吉権力 イエズス会総長宛ルイス・フロイス書翰

望んでいたとの記録はあるので、フロイスが関白という称号を「日本全国の君主」に値す 命中のイエズス会書翰には表れなかった文言であり、そもそも信長が関白を望んだという 任を信長も望んでいたという記述は、 るものと理解したため、信長も関白になりたかったと記したのではないだろうか⑵) 強大さから考えても、フロ 【史料5】以前では管見に触れない。信長は「日本全国の絶対君主」になることを イスの 見解は的を射ているといえるだろう。ただし、 他の傍証がほしいところである。「関白 」は信長存 関白就

絶対君主」と評価されるようになったかは、宣教師の書翰では正確な時期を特定すること それとともに「日本全国の国王」とも記されるようになってくる(g)。いつ「日本全国の国王・ ができない。しかし、一五八八年二月二○日付フロイス書翰から確認できることを考える つある権力と評価され、最終的には「日本全国の絶対君主」ڛと評されるようになっていく。 中心的な宣教活動地域である西日本を秀吉が平定したことにより、 それ以降秀吉は「ほぼ(日本)全国の君主」(28)というように、日本全国の君主に近づきつ 関白に就任し、九州平定を果たした時期と考えるのが妥当であろう。つまり、宣教師 は日本の統一権力者であり、 絶対君主になったのである。 彼らの目からみても

## 三 「天下」という語句に対する理解

enca)」という文言を使用した点にある。本節では宣教師が「天下」をどう理解していたか 教師の権力者観において、織豊期が先の戦国期と大きく異なるのは、 天下論への道筋をたてていきたい。 彼らが「天下

日付の 会書翰の 安土山の修道院と司祭館の情勢を伝える際、信長を「都および天下の君主」と伝えている。 たという説明の中で「天下」が使用されている⑻。次に見られるのは、 下」の征服に乗り出した記事が書かれている(級)。 同年一一月五日付のフロイスの信長の死に関する報告書でも、信長の統一事業の中で「天 での左義長と馬揃えの記事を載せ、その祭りは信長の名声を天下に知らしめるためであっ まず、宣教師が「天下」を使用した時期を見ていこう。管見の限りにおいてい、イエ ガスパル 「天下」の初見史料は、 ・コエリョが執筆した一五八一年度日本年報、すなわち【史料2】である。 一五八一年四月一四日付都発フロイス書翰である。 一五八二年二月一五

書という性格のものであるため、宣教師が「天下」を理解していたのは、書翰や年報など 期も天正九年(一五八一年)以降であることが読みとれる。ただし、これらの史料が にこの語句が使用される以前であったことになる。そこで、信長が「天下」の支配に乗り 居を移した頃と考えるのが妥当であろう。 このように、宣教師は織田期になって初めて「天下」という文言を使用し、 「天下の君主」になったと宣教師が認めるようになったのは、 およそ信長が安土に その使用時

された足利義昭・織田信長条書にも「一、 周知のように、信長自身は上洛以前より「天下布武」印を使用しており、元亀元年に出 フロイスは永禄一二年に信長と初対面し、京都滞在を認める朱印状(実際は禁制) 天下御静謐之条、…」とあるように、「天下」という概念を前面に押し出している。 るが、この朱印状には天下布武の印が捺されているので、 天下之儀、何様ニも信長ニ被任置之上者、 フロイスは 「天下」と

イスが、 き記してもおかしくはない。また信長が本能寺の変でたおれるまで数十回と対面したフロ いう文言を実見しているはずである。朱印の文字を理解していたかどうかは定かではな の、筆まめな性格 「天下」という文言を信長の安土在城期まで一度も聞かなかった可能性は低い。 ロのフロ イスならば、当然この時期の書翰に「天下」という言葉を書

政権構想を抱き、それを押し進めていった点と、それが周囲に認知されるようになった点 土居城頃であったということを示しているともいえよう。 要な語句ではなかったと判断したからにほかならない。これは信長自身が「天下布武」と たのは、たとえこの言葉を知っていたにせよ、 とは時期・内容ともに区別して考えていかなければならない。 いう理念のもとに早くから政権構想を立てていても、実体として現れ始めたのは信長の安 にもかかわらず、フロイスをはじめ宣教師の書翰に「天下」という文言が登場しなかっ 他の宣教師や本国に伝える際とりたてて重 つまり、信長が天下支配とその

中央政局と解されている(40)。では、 ではないという理解はほぼ共通している。あえて、 までの研究では、 )での研究では、「天下」に関する見解は様々であるものの(\*\*)、特定の領域を指し示す語句そのことを踏まえながら、「天下」のもつ意味について考えていくことにしたい。これ 「日葡辞書」⑷を見ていきたい 西欧人は「天下」をどう理解していたのであろうか。 領域を示すならば、京都を中心とした

#### (史料6)

「日葡辞書」

天下:Tenca

天が下:Amega xita.

君主国もしくは帝国:Monarchia, ou imperio

o os reinos de Miaco)」(#)「都および天下」(#5)と、 er a monarquia dos reinos confins ao Miaco)」(43) 「天下、 くる。 その中央政局がどこにあると彼らは理解しているかを探ると、ある程度その領域が見えて archiaも「天下」同様、 narchiaとは、本来ただ一人の最高権力者、すなわち君主・帝王による支配体制を指す。mon 主国」という説明がされているので、「天下」=「君主国」と考えた方がより正確である。 の事例を見て分かるように、 か挙げる。 では、その君主国とは何なのか。ポルトガル語原文ではMonarchiaと書かれている(w) 「天下」とは「君主国」または「帝国」のことであると、説明はいたってシンプルであ では、 もう少し「天下」の事例を見ていきたい。 その地域は「天下、すなわち都に隣接する諸国からなる君主国(Tenca, que quer diz 当時のイエズス会書翰にどう書かれていたかといえば、【史料2】のように「君 特定の地域ではなく中央政局を表す概念用語であることが分かる。 「天下」は京都を中心とした畿内周辺地域を指すと思われる それらが読みとれる「天下」の事例をい いくつかの書翰に書かれている。 すなわち都の国々(Tenca, que sã mo

#### 史料7

このうち [本州を指す]、最も主要なものとして五畿内(Goquinay) 日本の君主国(Monarchia de Iapão)を形成しております。 なぜなら、ここに日本全国 の五カ国があり、

た者が、 ます。 うとすることになります。 の首都である都 (Miaco) (そして) その力に応じて、天下の君主となった者が、 天下(Tenca)、すなわち日本の君主国(Monarchia de Iapão)の君主と呼ばれ があるからです。五畿内の領主(Senhor do Goquinai)にな その他の国々を従えよ

#### 【史料8】

彼
「秀吉」を今や関白殿、 天下の君主と呼びますが、 これは日本最高の国王 0)

mo rei de Iapão.(47) elle, o qual chamão agora Quambucodono, senhor da Tenca, que he o apelido do superi

国、すなわち中央政局の地と捉え、そこを支配した者が、日本の君主国を従えたというこ を挙げている。 とで「天下の君主」になると理解したのであった。 が首都京都であり、その周辺地域が 下の君主」「日本の君主国の君主」なのだと言うのである。つまり、 であると言っている。 畿内が日本の中心であることは早くより知っていた。その「都」を支配した者が「天 【史料7】でも 「都」が日本の首都であることは、たびたびイエズス会書翰に見られ その根拠として、五畿内は日本全国の首都である「都」でも、日本の本州の中心は五畿内であり、その地域が日 「天下」の領域であると考えていた。その地域が君主 ŋ その地域が日 宣教師は日本の中心 がある 本の君主国 るの

君主国と理解されてきたが、君主国の支配者は「日本最高の国王」との理解なのである。 代わりに、 えるのではなく、 国王」とみなされるということなのである。 の「天下の君主」に対する説明である。ここでは「天下」の支配領域に関する説明がない L かし、 日本全国を支配していなくとも、君主国を従えればそれはすなわち「日本最 彼らの 「天下の君主」は「日本最高の国王」と説明されている。 政権の座という意味として用いられていることが読みとれる。 「天下」に対する認識はそればかりではない。「天下」を単に領域と捉 これまで「天下」は 【史料8】 高の

録の一つである。 解を窺うに価値ある史料といえる。第五章にある該当箇所を挙げる。 『日本教会史』は一六二〇年代に作成され、宣教師の日本情報として集大成とも呼べる記 このことを裏付けるために、最後にジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』を引用する。 しかも、 個々の事柄の記述が正確であり(48)、 宣教師の 「天下」に対す

#### (史料9)

と呼んでおり、王国の総司令官である。 るために、そういわれるのである。この地方を支配する者は、天下を治め、全国の命 り、また、 ている帝国とか君主国とかを意味する。 るとの説明がなされている〕第三には天下と呼ばれる。それは日本を支配下におさめ 「これより前、 支配権、 武家階級の領主たちが国王の政府を簒奪した今日においてもまたそこにあ 統治権を得るといわれ、 本州中央部について、第一には上(かみ)、第二に畿内と呼ばれ 国王の手中にある日本全体の政府がそこにあ その人を普通に天下殿、 あるいは将軍、 てい

3.º chamase Tença que quer dizer, o imperio, ou Monarchia do Senhorio de Iapão por resp

mummente chamão Senhor da Tença, ou Xôgun, e Cubôo, que he capitão geral do reyno. ella parte se diz gouvernar a Teça, e ter o mando o Senhorio, e imperio de tudo, que com eito de estar ali o gouverno de todo Iapão que o Rey tem, e tambem nos tempos de agora que os Senhores da ordem militar uzurparão o gouverno real, e aquelle que Senhorea

9

得ると書かれている。 それは日本を支配下に治めている「帝国(imperio)」・「君主国(monarchia)」を意味し 裏付けるものといえよう。【史料9】には、本州の中心地域は「天下(Tença)」と呼ばれ、 ているとある。また、そこには日本全体の政府があり、この地方を支配する者は、 その点において、ここに書かれた内容は、イエズス会宣教師の共通理解だったことを 全ての「命令権(mando)」、「支配権(Senhorio)」、 日日 葡辞書」およびこれまで挙げてきたイエズス会史料とぴったり一致 「統治権 (imperio) 」 (51)を 天下を

権と位置づけることが可能であり、先の大名権力とは次元の異なる政権の誕生と評価でき 権力は、日本全国の「命令権」「支配権」を握ったことになり、その支配力や影響力は全 まで彼らの領国に留まっていた。しかし、 を「国王」と位置づけ、事実上の王と見なしてきた経緯がある回のザビエル入京以後は、戦 力者情報にはたびたび出てくる文言であり、 imperioといった語句は、ザビエル来日以前に作成されたランチロットの日本情報以来、権 国に及ぶものとなった。その点において、「天下の君主」による支配体制を日本の中央政 国大名が「命令権」「支配権」を有する権力者として「国王」と称されたが、 である。イエズス会宣教師は、権力者を評価する際「命令権」「支配権」を有する権力者 ることで、 つまり、 全国の命令権・統治権・支配権が手に入ることとなる。ここで見られるmandoや 日本の首都であり、日本全国の政庁である京都を中心とする「天下」を掌握す 「天下」という日本の君主国を支配した織豊期 「国王」に位置づける上での指標となる語句 それはあく

から徳川政権へと継承されていったことが読みとれる。つまり、 秀吉は信長から「天下の君主」として政権を引き継いだと宣教師は理解し、その後最終的 重要である。ロドリゲスも「太閤は一五八二年に天下を受け継いだ」(33)と書いているように、 には徳川政権に至るのである。 できるのである。 しかも、信長・秀吉・家康三者がそれぞれ「天下の君主」として理解されていたことは 織田政権の成立をもって、 このことから、「天下の君主」による支配体制は織田政権 室町幕府に代わる新たな統一政権の誕生と評価することが 宣教師の権力者観によれ

### 四 天皇権威に対する注目

には、イエズス会史料ではなく、邦文の当該史料に当たるべきであろう。そのことを承知 は、この政権を如何なる形態による政権と位置付ければよいだろうか。これを解き明かす した上で、 前節までで、織豊政権が「天下」を支配した新たな中央政権であることを指摘した。で 筆者は先程のロドリゲス『日本教会史』の 【史料9】に注目したい ロドリ

るにすぎない。これが秀吉の時代ならば、「関白」「太閤」であったことはすでに挙げた ること自体 に値する。 からも明らかである。従って、「天下の君主」を日本で何と呼んだかについて比定す 「天下人(=天下の君主)」のかを「将軍」「公方」と称すのだと言う。むろん、 はあまり意味がない。ただし、その該当するものが官職であるという点は注目 書かれたものであり、家康が征夷大将軍職に就いていたことからそう言ってい

威の源を、彼らは「権威」「栄誉」の授与、すなわち官職授与に見たのである。 料5】で秀吉が信長の後継者となり、 職を受けており、従来の政権の枠組みに落ち着くこととなるஞ。イエズス会宣教師は、【史 から得たと記している。この時彼らは「日本全国の君主」間近の秀吉を評価するとともに、 「天下の君主」であった秀吉が、自ら単独で「国王」とならず、天皇から「関白」を授与 「関白」という「最高の権威と栄誉」を授与した天皇にも注目するのである。 この新たなる政権を官職という側面から見れば、 「権威」「栄誉」を得たことを見逃さなかった。「名誉の国王」であった天皇の 全国平定も目前という段階で関白という称号を天皇 少なくとも秀吉・家康は旧来より 宣教師は、 の官

ることはなく、必然的こ公式ドキューながら改権づくりを行ったからである。その点から考えても、公武対立という伏児が生ごながら政権づくりを行ったからである。その点から考えても、公武対立という伏児が主じながら政権づくりを行ったからである。その点から考えても、公武対立というによっている。 代で、このような説明がなされるのは、たとえ秀吉の権力が強大であったとしても、 e chama Vo vel Tenno ou Dairi)」と説明するのである。秀吉権力が最も優勢であった時 すい (o senhor universal, rey e monarca de todos estes 66 reynos, não hé mais que hum, que s ることはなく、必然的に公武が併存することとなったのである。 であり、国王かつ主権者はただ一人であって、これを皇、もしくは天皇、または内裏と称 だからこそ、フロイスは「日本史」において、「当(日本)六十六カ国全体の最高君主

者については、一件が落ち着くと宣教師は天皇の話を取り上げなくなってしまった。 前者は入京後には実質権力のない「名誉のみの国王」との評価に留まることとなる。 居住をめぐる一連の事件の中で天皇の名が書翰にたびたび登場する事例である。しかし、 に入京したというものである。もう一つは永禄一二年に伴天連追放の綸旨が出され、京都 ザビエルが入京する以前で、天皇が日本の「国王」であり、 プ。それ以前で天皇に宣教師が注目した事例は少なく、主に二点挙げるのみである。一つは 布教後には再び天皇を「国王」として位置付けるものの、 その後、 宣教師は報告書や書翰などで頻りに天皇が「本来真の国王である」と書き記すの 評価自体は変わっていない。後 その「国王」に謁見するため

秀吉の権力の強大さを示すとともに、天皇の権威を評価していることが読みとれる。 位に当たる)関白殿に任じた」という箇所がそうである。こうした記述は他にも見ら の国王」と記されてはいるが、実質的権力者の秀吉より上位に位置することを明確にして それに対して、 なかったと宣教師は理解したのである。 豊臣政権という名実ともに日本の支配者たる権力の誕生によっても、天皇の権威は失 例えば、 【史料5】にある「(天)皇が彼を名誉において(天)皇のすぐ次の 豊臣期のイエズス会書翰に見られる天皇関連記事は、 確かに「名誉のみ 地地

彼らが天皇を「本来の国王」と表現したのは、日本は武家単独の政権ではなく、 別の支配機構が存在することを伝える必要があったからである。そして、 ったと理解したのである。 もちろん支配権がないことは相変わらず記 朝廷の方が 朝廷と

将軍を同位に位置付け 日本全国の覇者が誕生してもなお、その説明に変更がなかったからである。 「皇帝」と位置付けたことは無視できない。これはザビエルが来日する以前より、天皇と 関する記事を補足するに留まっている。 は結局朝廷との深 て説明してきた経緯があるからであり、豊臣秀吉という名実ともに 関わりをもつに至らず、 権威が高まったというの しかし、秀吉の治世に天皇を「国王」ない 武家政権 は自 身の力によるものでな を中心に 、報告し、 朝廷ない し天

要がある。 たす公武が併存する政権であったのであり、それがこの時期の日本国家の構造面での 下」による支配という側面 でもあった。とりわけ、 を読みとることによって、 して説明したこととともに、この時期彼らが天皇にも注目したことの意味を深めてい て留意すべきである㎝。従って、彼らが織豊政権を君主国である「天下」を支配した政権と ŋ, つまり、 戦国期とは 宣教師は、天皇の持つ権威の源泉として、天皇の官職授与に注目した(m)が、 宣教師の理解によれば、織豊政権は「天下」を握った日本の新たな中央政権で 一線を画する政権であった。しかし、それととともに朝廷との共存を果 宣教師の天皇に対する関心が高まったことは、 織豊政権の特徴を読み取ることができよう。 (新しい動き) と、公武の併存関係(旧来よりの 豊臣期の特徴とし 動き) 0 く必 両面 一天

#### おわりこ

する幕府や朝廷が存在するという、いわば連合国家的な要素を持つ国家構造と理解してイエズス会宣教師は、ザビエル入京を契機に大名領国を一つの国家と捉え、それを統 エズス会宣教師は、 た捉え方は、基本的には織豊期に至っても変化しないことを本章で明らか それを統括 にし

使用されている。 後継者として認め、 宣教師は信 そのキー 「日本全国の君主・ は用いられている。 ワ 長に対して「天下の君主」と説明をするようになり、信長横死後は秀吉をその 国家構造上 ドとなる語句が、 国王」と事実上の「日本国王」と説明するが、依然として「天下の君 信長同様「天下の君主」と位置付ける。秀吉が全国平定を果たすと、 の上位部分にあたる統一権力の捉え方に大きな変化が確認できる。 ついで徳川 本章で検討してきた「天下」であった。本能寺 政権に至ると、 家康にも同じように 一天下  $\mathcal{O}$ の変直前、 君主

主」による支配体制を、これまでの室町幕府とは異なる、新たな武家による中央政権の の君主」は 支配権を握ったこととなり、日本全国への支配力が及ぶと認識している。つまり、 ことが読みとれる。宣教師は「天下」を君主国monarchia(monarchy)と理解し、京都を中心と する畿内地域がそれに該当するという。 以上から、「天下」という文言は統一政権の形成過程を把握する上で重要な語句であ 日本全国への影響力も大きいものと宣教師は判断した。その点において、 けた宣教師の認識は、妥当なものとして評価できるのではないだろうか。 「日本全国の君主」と同義語ではないが、日本の中央政権の君主として評価さ そして、 その地域を支配する者は、 全ての命令権・ 「天下の君 「天下 誕

は皆同 元 の死後、秀吉 権力者であったといえる。 ・家康ともに「天下の君主」と称される。このことから、 天下 の君主」による支配体制が室町幕府に代わ 各政権

さらなる検討が必要であることは自覚している。しかし、 創始と位置づけることが想定できる。 近世成立過程を考える上で重要な論点であることは間違いない。 える上で重要な文言であること、それが織田政権をもって宣教師に使用され始めたことは、 近世国家の定義も明確に示されていない。ゆえに、 この中央政権を近世政権と評価することが可能となる。そして織田政権をもってその り、豊臣政権と徳川政権を近世に位置付けることに異論が むろん、これはあくまで宣教師の認識であり、 近世国家の成立を織田政権にみるには、 「天下」が近世国家の成立を考

称すると宣教師は捉えており、「天下」と官職との関連性を指摘している。このことから、 との関連性を重視すべきといえよう。 宣教師の使用している「天下」が、前代に日本人が使用していたそれと全くかけ離れたも のとはいえない。そこで、「天下」という文言自体に注目するならば、旧来よりの で明らかにした点から私見を述べれば、「天下の君主」を日本では「将軍」「公方」等と う点である。これは天下論での中心的課題の一つであるが、議論は二分されている㎝。 くより使われていた文言である。ポイントは、信長が中世社会の「天下」とは全く異なる 「天下」観念を創出したのか、それともそれに基づきつつ発展させたものであるのかとい .題は、その天下の淵源をどこに求めるかであろう。言うまでもなく「天下」自体は古 「天下」

政権を表すのにふさわしい現地語として、この めて ことである。 についてそれほど関心を示さなかったからと言えよう。そして、 に謁見している。 ったのである。 しかし、それ以上に重要なのは、宣教師が天正年間になって初めて「天下」を使用した I すのは、 「天下」を用いた点を考えるならば、 フロイスは、永禄一二年に信長から朱印状を得ており、その後数十回と信長 天正年間に入ってからであったと考えられる。フロイスは、その新たな中央 その彼が、「天下」に関して語らなかったのは、その時点ではこの文言 織田政権が日本の新たな中央政権として注 「天下」という言葉を理解し、 天正年間に入ってから初 使用 てい 目さ

新規性と古来よりの継続性という相反する見解をまとめ上げることができるのではなか 「天下」の淵源をどこに求めるかという問題を解明することは、 い始める契機についても考えていかなければならない。 しかし、 それだけではなく、 日本の権力者や被支配層がこの時期「天下」 そうすることで「天下」観念 従来通り研究を進めて